

社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会  
安全衛生委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法の趣旨に沿い、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の安全衛生管理規程第5条第5項に基づき、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の業務、構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全衛生委員会)

第2条 本会は、安全衛生委員会を設けなければならない。

2 本会は、安全衛生管理者（以下「管理者」という。）を選任し、委員会の庶務を担当させる。

3 委員会は、法令に定める事項及びその他必要な事項を審議する。

4 委員会において決定された事項は、本会および職員ともに速やかにその義務を履行しなければならない

(委員会の構成)

第3条 前条に定める委員会は、次のものをもって構成する。

- (1) 社協管理職 3名（事務局長、両次長兼事業所長）
- (2) 職員代表 4名
- (3) 会長が指名する者 1名
- (4) 管理者（事務局） 1名

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置き、それぞれの任務を担当する。

- (1) 委員長 1名 事務局長があたる
- (2) 副委員長 1名 鶴殿事業所長があたる
- (3) 委員 6名 上記以外の委員がこれにあたる
- (4) 事務局 1名 管理者がこれにあたる

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の代表をつとめ、委員会を開催し必要な事項を審議する
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその代理を務める
- (3) 委員は、委員会に付された事項の審議にあたる
- (4) 事務局は、委員会の庶務を担当する

(業務)

第6条 委員会は、次の事項を調査及び審議する。

- (1) 職場の安全対策に関する事
- (2) 職員の健康障害の防止対策に関する事
- (3) 職員の健康管理に関する事
- (4) 職員の健康保持及び増進対策に関する事
- (5) 労働災害の原因及び再発防止対策で労働安全衛生に係るものに関する事
- (6) その他労働安全衛生管理に関する事

(会議)

第7条 委員会の会議は、年間を通じ計画的に目安として3か月に1回以上は、開催するものとする。

2 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(その他)

第8条 規程及びこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成25年1月30日から施行する。